平成24年(2013年)第2回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成25年4月26日(金曜日)

招集年月日	平成25年4月26日	(金)
招集の場所	紀北町本庁舎議会	議場

開 会 平成25年4月26日 (金)

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東篤布
11番	東清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倖規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長 尾上壽一 副 町 長 下田二一

総務課長 堀秀俊 財政課長 工門利弘

税 務 課 長 服部峰穂 環境管理課長 井谷 哲

農林水産課長 武岡芳樹 海山総合支所長 中場 幹

職務の為出席者

議会事務局長 谷 吉希 書 記 上野隆志

書 記 奥村能行 書 記 玉本真也

議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第33号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業

契約の締結について

第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

(紀北町税条例の一部を改正する条例)

第7 報告第1号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解について)

第8 報告第2号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解について)

会議録署名議員

16番 平野倖規 17番 中本 衛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成25年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

谷 吉希議会事務局長

おはようございます。それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成25年第2回紀北町議会臨時会議事日程(第1号)

平成25年4月26日(金曜日)9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第33号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結につ

いて

第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

(紀北町税条例の一部を改正する条例)

第7 報告第1号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解について)

第8 報告第2号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解について)

以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 平野倖規君

17番 中本 衛君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る4月19日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われま した。その確認事項について、ご報告を申し上げます。

まず、付議事件についてでありますが、本臨時会の招集にあたり、付議された事件は4件であります。付議事件については、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてと、条例改正、専決処分の承認の2件と、報告案件の損害賠償額の決定及び和解についての2件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてでありますが、平成24年度普通会計の2月分と平成24年度水道事業会計の2月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧いただき

たいと思います。

次に、三重県町村議会議長会について、ご報告申し上げたいと思います。

去る4月18日に開催されました議長会理事会におきまして、みえ森と緑の県民税について、農 林水産部みどり共生推進課課長から説明がございました。

これは災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、みえ森と 緑の県民税が、平成26年4月1日から導入されることになりました。

税の仕組みといたしましては、県民税均等割に上乗せして納める、超過課税ですね、納めるというものであります。これにより、市町村交付金制度が創設され、均等割200万円、及び森林面積割等に応じて配分される基本枠、公共施設の木造化等事業費に基づき配分される特別枠が設けられ、各市町村に交付されることとなります。

平成25年度は、県におきまして、広報活動、条例化、税システム改修等を行っていくとのことでありました。これにつきましては、紀南地方の大水害のときの経験に鑑みて、県が創設するものですけれども、地域によっては、一律均等割に1,000円上乗せするという制度でありますので、議長会でも厳しい議論がございました。

次に、地方自治法第121条の規程により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといた します。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、議員の皆様にはご出席をたまわり誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、大白公園多目的グラウンドの管理許可についてでございます。

平成22年度から海山区矢口浦大白の熊野灘臨海公園内におきまして、三重県が整備を行っていました大白公園多目的グラウンドが、このほど完成し、平成25年4月30日に供用が開始されます。

当グラウンドは、縦横の長さがおよそ100m×120mで、1万1,663mの広さがあり、サッカー、 ソフトボール、陸上競技等に使用することができます。

町では、住民の健康の維持・増進、スポーツの振興、さらにはスポーツ合宿などのスポーツ 交流を推進するために、当グラウンドを同日付で三重県より管理許可をいただき、町で管理し 活用を図ってまいります。

なお、5月26日には、当グラウンドの落成を記念して、三重県ソフトボール協会主催の三重県 男子リーグ第4節が開催されます。

以上、ご報告いたしまして、第2回紀北町議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていた だきます。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

これはちょっと行政報告にはないんですけど、要はね、今回、皇太子が18日にご来町ということの中で、この17日にね、三重県知事からですね、議員各位に皆、私どもが今まで受けた報告は、18日のときの町からの報告を受けています。そして、今回、招待状というか、何かしらんけど、その、来たのは、17日になっているんですね。そして、その中でこれが三重県から発表になるまでは留意してくださいと、書類にはね。だけど、今日、伊勢新聞だけには、私どもも知らない、マンドロまで視察するというような詳しいあれが出ていたけど、伊勢新聞だけですわ、これ。これは我々議員だけの通知だったら、町議会の威厳にも関わるから、これはきちんとちょっと説明していただきたい。

北村博司議長

いや、私がそれを説明できないんで、どの新聞も確認していませんけれども、どこの新聞に も、今、事務局長では、いやいや、各紙出ているそうです。ですから、県が発表したんじゃな いですか。私はその発表そのものを知らないし、県のホームページでは、これは見ましたけれ ども、ホームページには、表彰者の名前まで出ています。だから、我々が全く関知しないこと で。これはうちだけではなしに、隣接町の議長が昨日ご挨拶にみえたときに聞いて、私もびっくりしたんですわ。

6番 入江康仁議員

あなたのところには来ているでしょう。

北村博司議長

来ていないです。

そして、私のほうは、まだ県との協議がまだなされていないんですわ。私のスケジュールについては。私は知らないんで、隣町の議長から昨日聞いて、びっくりしたくらいです。前日にお出迎えというのは。だから、これは県の姿勢だと思いますよ。町長が知っているのでしたら、ちょっと説明してもらえませんか。行政報告の追加ということで。私は全然知らないので。はい。町長。

尾上壽一町長

ちょっと不確定な部分が多いのですけど、よろしいでしょうか。

北村博司議長

はい。

尾上壽一町長

私どもも県と宮内庁、そういったものの関係で、私たちもおりてきている情報と、おりてきていない情報があります。実は、今日、新聞に載るというのも私も知りませんでして、知事のほうからですね、4月の下旬に発表しますというお話だけ聞いておりましたので、私どももしっかりと、事務方では、詰める段階ではいろいろな情報は入っているのですが、それが正式決定されて、正式発表されるというのは、私どものほうで関知できないというのですか、宮内庁と県との調整の中でやっているところがありますので、ちょっと私どものところへもおりてきている情報、ただ、事務局では詰めているのですけど、事務局のことは最終決定としてですね、我々にはまだ届いていないような状態でございますので、そこらへんがやっぱり、県や宮内庁のいろんな都合、県警の問題とか、警備の問題があるそうなんで、なかなかそこらへんがまだはっきり示せるものと示せないものがあるので、そこは県の判断で、おそらく、今日載ったということは、昨日、発表されたんじゃないかなと思うんで。はい。申し訳ございません。

北村博司議長

いや、入江議員、繰り返しますけれども、私自身、県が本人のスケジュールについての調整

に伺うと言ったまま未だに来ていないのですよ。いや、来ていないんです。わからないんです。 一切わからないんです。いろいろ表彰者や出演者の名前が出てしまっていますけれども、それ も一切断わりありません。ですから、これは県の姿勢の問題ですね。報道発表が先行してしま っていて、地元の紀北町、主催者の1つですけれども、紀北町は。一切説明、報告ありません。 これははっきり申し上げておきます。よろしいですか。

6番 入江康仁議員

わかりました。はい。

北村博司議長

東清剛議員。

11番 東 清剛議員

当然、我々としたら、このことに関しては、しばらくは伏せておけという話だったのが、今日出たものですからね、びっくりしたわけですよ。これはけしからん話でね、これは。当然、町長の立場、なおさら、主催の場所のね。大いに抗議を申し上げるのは、当たり前の話であってね、これはこのまま看過するわけにいきません。当然それは議長を通じてしっかりとやってください。よろしくお願いします。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

これから、きちんと確定したものにつきましてはですね、議会のほうへきちんと報告させていただきたいと思います。そのへん、いろいろと私ども聞くと、警備の関係とかでなかなか出せない部分があるそうなんで、我々もこれが出していいものというものは、随時議会のほうへ報告させていただくようにさせていただきますので、ご了解お願いしたいと思います。

北村博司議長

東 清剛議員の今のご発言は、動議と考えてよろしいんですか。抗議しろというのは。その へん、皆さんのご意向がどうなのか。正式に動議を出されるんだったら、そうしてください。 東 清剛議員。

11番 東 清剛議員

動議に改めて、今のことをします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

所定の賛成者がございますので、お諮りします。

内容については、議長と事務局にお任せいただきたいと思いますが、この経緯についての、 何らかの抗議を申し上げるべきだという、看過すべきではないという動議が出ておりますので、 これに賛成の方は挙手願います。県にですよ。県に何らかの抗議をしろということですが。 もう一度、ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

賛成多数と認めます。

よって、ただいまの動議は可決されました。

内容についてはですね、どんな形をとるか、どんな内容にするかはちょっと、議長にお任せ 願えますか。

入江議員。

6番 入江康仁議員

県が発表してからのあれだったら、何にも問題ないですよ。私は、発表されてないところへ むいて、一部の誰かが、ある新聞社にリークしたんかなと思ったから、私は、議会の皆、来て いる人の代表としてやね、威厳を損なったらあかんという意見で言ったけど、三重県が発表し たんやったら、これはもう何も問題ないんですわ。

北村博司議長

動議は可決されましたので。

6番 入江康仁議員

いや、だから、25日に発表されているんやったら、何も意見を申すことはないよと言いたい わけです。

北村博司議長

いやいや、今、動議に賛成されましたので、入江議員自身。ですから、実際には、お任せく ださいと申し上げているのです。そのへんを。

6番 入江康仁議員

だから、へたな動議をするな。25日に発表しておったんやったらええんやでな。ここだけは 言っておきます。

北村博司議長

ただいまの議論は、これで終了いたします。

それでは、お諮りします。

各議案の審議にあたりましては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規程により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議する ことに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5~日程第6

北村博司議長

日程第5 議案第33号と日程第6 議案第34号について、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに 決定いたしました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第33号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてで

ありますが、変更委託事業契約を締結する必要が生じたことから、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されましたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同月31日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当 課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを 申し上げます。以上です。

北村博司議長

続いて、各議案について、内容説明を求めます。

まず、議案第33号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご 説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第33号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について 次の通り変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業 (平成24年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前)1億7,955万円

うち三浦漁港海岸分 1億1,025万円

うち矢口漁港海岸分 6,930万円

(変更後) 3億2,655万円

うち三浦漁港海岸分 2億1,525万円

うち矢口漁港海岸分 1億1,130万円

4 契約の相手方 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成25年4月26日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について、ご説明させていただきます。

まず最初に、今回、提案させていただいております、変更契約につきましては、国及び県補助金の追加に伴い、平成25年3月紀北町議会定例会において、お認めいただいた3月補正予算に係る部分について、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

2ページをお願いいたします。平成24年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の 委託事業契約における、変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変 更後の対照表、下の表が事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億500万円、変更後が2億500万円となり、1億円の増額でございます。事務費につきましては、変更前525万円、変更後1,025万円となり、500万円の増額となるものでございます。

矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が6,600万円、変更後は1億600万円となり、4,000万円の増額でございます。事務費につきましては、変更前330万円、変更後は530万円となり、200万円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億7,955万円、変更後3億2,655万円、1億4,700万円の増額となり、この金額により、三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

この契約額につきましては、平成24年度当初予算で2億5,200万円をお認めいただいておりましたが、3月補正予算におきまして、その不足額7,455万円を計上させていただき、それと合わ

せて3億2,655万円をさせていただいたうえでの、今回の変更契約とさせていただくものでございます。

続きまして、下の表でございます。三浦漁港海岸につきましては、平成24年度事業といたしまして、古戸川水門の基礎工、本体工を行っております。実施設計を行ったうえで、現在、一部発注を行っておりますが、1億4,960万円となる見込みでございます。そのうち現在、施工している水門工事の工事業者への前渡し金3,492万円を除き、繰越としております。また、用地補償費100万円を見込んでございます。堤防工につきましては、漁協事務所前部分の堤防工の基礎部分の矢板工76mの打設を予定してございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。設計業務、用地調査・測量業務につきましては、 精算及び精算見込みによるものでございます。堤防工5,794万2,300円につきましては、現在、 三重県で発注手続きを行っているところでございまして、近日中に施工業者が決定し、着工の 運びとなる予定でございます。水門工につきましては、今回の変更により、追加になる部分で ございまして、町営住宅白越団地付近の水門の改修を行うものでございます。事業費といたし ましては、4,000万円を見込んでございます。

今回の契約額のうち、三浦漁港海岸水門工事の施工業者への前渡し金、用地補償費、事務費等、矢口漁港海岸につきましては、測量設計業務等の一部を除き繰り越したのちの執行を予定しており、これらを見越して、繰越明許費として、3億2,655万円のうち、2億8,297万1,000円を計上させていただいたものでございます。施行期間につきましては、平成24年8月8日から平成26年3月31日までの委託期間を予定してございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。三浦漁港海岸の平面図でございます。赤色で着色 している部分が平成24年度事業委託分の施行箇所でございまして、図面中ほどの古戸川水門と 図面向かって左側の堤防の基礎工76mを予定してございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。三浦漁港海岸の堤防の標準断面図でございます。 平成24年度事業といたしまして、堤防基礎工の矢板打設、笠コンクリートを予定してございます。 す。

続きまして、5ページをお願いいたします。古戸川水門の縦断図、横断図でございます。平成 24年度事業といたしまして、水門本体工事を予定しておりまして、ゲート本体、巻上機等につ きましては、平成25年度以降を予定してございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。矢口漁港海岸の平面図でございます。図面向かっ

て右側の赤色で着色している部分が平成24年度事業委託分の施行箇所でございます。堤防工78 mを予定してございます。その中の水門1基と表示してございますのが、今回の変更で追加になります水門でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。矢口漁港海岸の堤防の標準断面図でございます。 今回予定している箇所の前面は陸域となってございます。三浦漁港海岸同様、矢口漁港海岸に おきましても、基礎工の検討を行ったところ、矢板の打設が必要との結果となりましたので、 矢板打設のうえ、本体工を施工することとしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。今回、予定してございます水門の横断図、縦断図でございます。平成24年度事業での完成を予定しております。

議案第33号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第34号についての内容説明を求めます。

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

それでは、議案第34号についてご説明させていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、紀北町税条例(平成17年紀 北町条例第70号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に より、これを報告し承認を求める。

平成25年4月26日提出

紀北町長 尾上壽一

次の10ページをお願いいたします。

専決第3号

専決処分書

紀北町税条例(平成17年紀北町条例第70号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成25年3月31日

紀北町長 尾上壽一

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、紀北町税条例を 改正する必要が生じましたので、3月30日に紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いた しました。11ページから15ページは改め文でございます。専決処分を行った内容につきまして は、新旧対照表で説明させていただきます。

それでは、16ページをお願いいたします。第34条の7、寄附金税額控除につきましては、これまでの寄附金税額控除の計算に地方税法附則第5条の6第2項の規定が追加されたことによる改正であります。平成25年から復興特別所得税の2.1%が課税されることに伴う、ふるさと寄附金税額控除の計算ですが、これまでの住民税の計算ですと、支払うべき復興特別所得税の2.1%も控除されてしまうため、その計算式を改正されたものであります。

続きまして、第36条の2、町民税の申告につきましては、町民税の申告書を提出しなければならないもののうちから寡婦(寡夫)控除を受けようとする者を除くものであります。これは年金の源泉徴収票に寡婦控除の項目が設けられたことにより、町民税の申告が不要になったためであります。

続いて、17ページをお願いいたします。第54条、固定資産税の納税義務者等につきましては、 固定資産税の納税義務者から独立行政法人森林総合研究所が削除されたものであります。これ まで土地改良事業を行っていた独立行政法人森林総合研究所の事業がなくなったことによるも のであります。

続いて、18ページをお願いいたします。第131条、特別土地保有税の納税義務者等につきましても、特別土地保有税の納税義務者から独立行政法人森林総合研究所が削除されたものであります。これまで土地改良事業を行っていた独立行政法人森林総合研究所の事業がなくなったことによるものであります。

19ページをお願いいたします。附則に関する改正をご説明いたします。附則第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、延滞金及び還付加算金の割合の見直しであります。これまでの年14.6%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合の延滞金にあたっては、特例基準割合に年1%を加算した割合とするものであります。また、還付加算金の割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、特例基準割合とするものであります。延滞金の適用につきましては、平成26年1月1日からとなります。

続きまして、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、法人町民税の納期限の延長があった場合の延滞金の割合の改正であります。特例基準割合が年7.3%に満たない

場合には、その年の特例基準割合とするものであります。

続いて、20ページをお願いいたします。附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、公益法人等に対して、財産を寄附した場合の特例が1項増えたことによる改正であります。幼保連携型認定こども園設置のために財産を贈与した場合が、新たに非課税の対象となったものであります。

続いて、21ページをお願いいたします。附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別 税額控除の改正であります。消費税率の引き上げに伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期 限を4年間延長し、居住年が平成29年末までに変更されたものであります。

続きまして、附則第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例につきましては、町税 条例第34条の7と同様、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴うふるさと寄附金税 額控除額の計算の改正であります。

続きまして、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地方税法附則第34条の2の改正により、条文中 租税特別措置法第37条の9の2及び第37条の9の3が削除されたことに伴って変更されたものであ ります。

22ページをお願いいたします。附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例につきましては、東日本大震災に係る課税の適用についての改正であります。東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなったものの相続人が、その土地等を譲渡した場合に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることとしたものであります。

続いて、25ページをお願いいたします。附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の改正であります。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除と同様に消費税率の引き上げに伴い、控除の適用期限を4年間延長し、居住年を平成29年末までに変更されたものであります。そのほか地方税法の改正に伴う条項の整理、施行期日や経過措置について、所要の整備を行ったものであります。

以上が提出いたしました議案の内容説明でございます。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第5

北村博司議長

日程第5 議案第33号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結 についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

瀧本議員。

5番 瀧本 攻議員

5番 瀧本。今、課長からご説明のあった、2億5,500万円、当初計画しておって、24年の補正で7,455万円になったと、これを足すとですね、3億2,955万円になり、変更の額はですね、全体で3億2,655万円ですね。この差額については、どういうふうに処理をされるのですか。

北村博司議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

平成24年度当初予算額につきましては、2億5,200万円でございます。それプラス7,455万円を 足しますと、今回の契約額の3億2,655万円ということで、差額は生じないこととなります。以 上でございます。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

ただ1点はですね、ピタッと一致しておるわけですね。そして、会計年度を超えることはできない。24年度の補正で、この間の3月までにね。これはわかっておったことでしょう、いったら。わかっておったことが、なぜ、この定例会であがってこなんだかということが非常に疑問に思いますね。

北村博司議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

確かにですね、3月の補正予算の編成時期ギリギリの時点で県と協議させていただいておりました。と申しますのは、今回のこの国の第1次の補正予算というのは、経済対策ということで、各市町、都道府県も含めてかと存じますけれども、3月の補正予算に間に合うような形での経済対策であったというふうに認識してございます。そういった形で1億4,700万円の増額というのは、その時点で協議をさせていただいておりました。そして、この契約案件、契約の議案につきまして、3月の定例会でということでございますけれども、事務的にはですね、3月補正予算で町の予算付けがなされた後に、交付申請等の手続きがされることとなります。そうなりますと、3月の補正予算成立後にその事務手続きを行うこととなりますので、現実的にはですね、補正予算と同時の議会での契約締結の議案というのは、事実上不可能であったということでございます。そういった中で、3月中にですね、予算の議決をいただいた後に、交付申請等の手続きをさせていただいて、今日に至ったということでございます。以上でございます。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

前回の時にですね、750円の差が出ましたね。今回、これをやってですね、そういうことが発生する可能性があるのですか。そのへんのところ、1点だけ確認したいと思います。

北村博司議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今、議員おっしゃられたのが、3月の定例会での1,250円の減額の議案であったかと存じます。 平成23年度の事業委託契約につきましては、この契約の初年度であったということもございまして、事務費と事業費との精算方法にちょっと差が生じましたということなんです。消費税の関係で。ただ、この平成24年度におきましては、そういったことが生じないような形で県と、現在、協議を進めさせていただいております。以上でございます。

北村博司議長

玉津君。

8番 玉津 充議員

2点確認させてください。1つは、事業費の概要のところでですね、水門1式、これは工事内容で、同じ水門1式で増額になっております。それから、矢口漁港海岸の堤防工の長さが縮小され

ています。これがなぜ縮小されたのかということと、単価的に見てもですね、長さが短くなっているにもかかわらず、価格はアップしています。これらはですね、設計の変更があったものなのか、また、作業の進度というんですか、それによって変更になったものか、その辺の確認をさせてください。

北村博司議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、三浦漁港の水門工の金額でございます。この変更前の水門工1式の積算につきましては、昨年の年度当初に行っております。この行った内容といたしましては、当時、まだ設計の途中でございまして、あくまで概算積算であったということでございます。そして、今回ですね、工事の発注もさせていただいた中で、より精度の高い積算を行った結果、土質等の関係もございまして、こういった金額になってしまったということでございます。

矢口漁港海岸の堤防工につきましても、この当初はじいておったのがですね、これも昨年の12月定例会のときに出させていただきました数字なんですけれども、これを積算しておったのが、昨年の10月頃でございます。そういった中で当時、まだ地質調査等の解析を行っておる中で、概算での積算をさせていただいておりまして、今回ですね、それらの設計内容がまとまった中での実施設計による積算ということになったことによる差でございます。確かに、双方ともですね、プラス側へ働いてしまったということでございまして、今後ですね、実施設計を行っていくこととなりますので、より精度の高いものでやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

北村博司議長

玉津君。

8番 玉津 充議員

その堤防の長さはなんで変わってきたんですか。

北村博司議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

これはですね、国からの予算付けに見合う分の堤防工の延長ということで考えております。

これをですね、当初の90mをしようとしますと、水門工のほうへの予算が回らないということになりますので、まず、水門工を完成系として考えて、堤防工をできる分をやろうということでございます。以上でございます。

北村博司議長

よろしいですか。ほかに質問ございますか。

奥村 仁君。

1番 奥村 仁議員

矢口浦堤防の工事のことなんですけれども、25年度中に完成ということで進んでいくということなんですけれども、工事の前の漁場では、海苔養殖がかなり盛んということで、当初の計画では、水門は入ってなかったんですけれども、追加で水門が入るということで、漁場では、9月の初旬から種付けの作業が入ってくるということで、それ以降の工事にはかなり漁民の方の関心というか、いろんなことに、作業には支障が出てくるということで気を付けることが増えてくるとは思うんですけれども、水門工事をそれまでに、かなり水に影響が出る部分に関して、それまでにかなり終われるのかどうか。その点、確認したいと思います。

北村博司議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今回、追加させていただいております、水門工事につきましては、平成24年度予算で、25年度への繰越しての発注となります。これからですね、これからですね、実施設計等を行い、発注手続きということになりますので、25年度内での完成を予定しておる工事でございます。

先ほど、議員おっしゃられたようにですね、矢口漁港につきましては、あおさ海苔の養殖をですね、当然、考えていかなければならないということで、当然、県、町といたしましても、漁民の方とですね、協議をさせていただいたうえで、ご理解を得たうえでの施工というのを第一に考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

北村博司議長

奥村君。

1番 奥村 仁議員

漁民の方と説明会等をされてきていると思うのですけれども、工事に入るということで、あ とで揉め事というか、漁民との行き違いがないようにしっかりと説明会、納得していただいた うえで工事に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

北村博司議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

またですね、今回、発注手続きに入っております堤防部分につきましても、近日中に施工業者が決定する予定でございますので、また、その中ででも、地元の工事説明会というのも予定してございますので、またその節にはよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

北村博司議長

ほかにございませんね。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第33号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

次に日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

19ページの附則のですね、延滞金の割合等の特例、第3条の2項ですね。この中に、9行目、各年の特例基準割合という言葉が出てくるんですね。これは国税でも出てきます。これは具体的にはどういうことかということをお尋ねいたします。

北村博司議長

服部税務課長。

服部峰穂税務課長

この特例基準割合なんですけれども、貸出約定平均金利プラス1%ということになっております。この貸出約定平均金利なんですが、これは日本銀行が公表する前々年10月から前年9月における国内銀行の貸出約定平均金利、新規、短期の平均ということであります。以上です。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

そうすると、公定歩合というふうに理解していいですか。

北村博司議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

公定歩合なんですけども、これまでは、日本銀行が民間金融機関に貸し出す際に適用された 基準金利ということで、この公定歩合の名称が2006年よりですね、基準割引率及び基準貸付金 利に名前が変更されました。率としては、0.3%ということであるんですけれど、今回の改正で ですね、特例基準割合が、先ほど言った、商業手形の基準割引率からですね、貸出約定平均金 利プラス1%ということに変更されたということであります。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

そうすると、延滞金は、いわゆる7.3%に変更されたということで理解してよろしいですか。

北村博司議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

今回の改正でこの特例基準割合プラス7.3%ということになっておりますので、現在、14.6% の延滞金につきましてはですね、この特例基準割合、貸出約定平均金利プラス1%が、県からいただいている総務省の資料によりますと、貸出約定平均金利の平均が1%ということになっております。ですので、この特例基準割合が1%プラス1%で2%になりまして、2%プラス7.3%で、9.3%になる見込みであります。

北村博司議長

中津畑君。

14番 中津畑 正量議員

税務課長にお伺いします。この税条例の専決処分において、前者も言われましたけれども、今言われた、19ページですね、ここについては7.3の中で当該特例基準割合の1%未満の端数があるときはこれを切り捨てるということになっておりますが、実際に延滞金そのものは大変延滞してしまった人には、かなり重い延滞金なんですが、これらについては、延滞をされてしまった人については、それについては、今までだったら切り捨てるところを7.3%そのものを超えた端数があるときは、切り捨てないということに理解してもよろしいんですか。延滞された人にとっては、きつくなるということになるんでしょうかね。そこらへんの説明をちょっとお願いしたいんですが。

それと、もう1つは、寄附金控除等における特例控除の特例ということもありますが、これらについても寄附金をされる方については、控除していただくというのは、当然、当然というか、今までも同じなんですが、この改正によりまして、寄附金、寄附をする人にとって、プラスになるのか、マイナスになるのか、そういう点では、ちょっと税務課のほうの説明をお願いしたいと思います。

北村博司議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

先ほどの7.3%なんですが、今回の改正がありましたんですけど、7.3%を超えることが、お

そらくないだろうということで、先ほど言いました、特例基準割合は2%という形で、このまま 推移されているものと考えております。

それから、寄付金控除でありますけれども、この25年の1月から復興特別所得税のほうがですね、2.1%課税になったばかりなんですけれども、計算の方法がですね、税額が全部出てから2.1%を掛けて納めてもらうわけなんですけれども、寄附金の控除が最後の2.1%を掛ける前に控除されてしまうため、今までの計算ですと、寄附金をした方が、本来納めるべき2.1%分を納めなくなって、返ってきてしまうため、ちょっと改正を行ったものであります。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第34号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第7~日程第8

北村博司議長

日程第7 報告第1号、日程第8 報告第2号の報告案件につきましては、提案理由並びに内容 説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号、報告第2号につきましては、一括して提案理由並びに内容説明 を求めることといたします。

それでは、提案者から一括して説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

報告第1号 専決処分の報告についてでありますが、平成24年12月28日、午後2時30分頃、紀 北町紀伊長島不燃物処理場内におきまして、環境管理課環境衛生センター清掃作業員が搬入さ れてきた粗大ごみの荷降ろし作業を手伝った際、誤って粗大ごみを落下させてしまい、相手側 車両の後部バンパーを損傷させる事故が発生いたしました。

本損害賠償につきましては、本年3月26日、損害賠償額を3万4,020円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第2号 専決処分の報告についてでありますが、平成25年1月18日、午後2時42分頃、紀北 町町民センターの資源ごみステーションにおきまして、環境管理課リサイクルセンター資源清 掃作業員が回収作業を行うため作業車後部の荷台扉を開けた際、前方から走ってきた軽自動車 に扉を接触させてしまい、相手側車両の左前部分を損傷させる事故が発生しました。

本損害賠償につきましては、本年3月26日、損害賠償額を16万2,000円として和解が成立いた しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会 に報告するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、現場での作業事故が2件発生してしまいました。慎重かつ 安全確認を要するところ、注意不足であったことが原因であります。再発防止に努めるため、 現場での作業については、周囲の状況をしっかり確認しながら、十分な注意を払うよう指導してまいります。本事故につきまして、誠に申し訳ございませんでした。以上です。

北村博司議長

報告第1号、報告第2号の専決処分の報告、損害賠償の額の決定及び和解につきましては、基本的には議会の委任による専決処分でありますことから、質疑は行わないとされておりますけれども、先ほどの説明において、内容等について不明瞭な点があれば再度説明を求めるということで発言を許可いたしたいと思います。

発言される方はございますか。

東貴雄君。

2番 東 貴雄議員

ひとつ素朴な疑問を2点教えていただきたいのですけれど、賠償の相手方の住所を見ると鈴鹿市になっているんですけれども、これ不燃物処理場にごみを、多分、ほりに来られた方ということなんですけど、これは市外の方も受け付けているのか、一般廃棄物に関して。その点を1つ教えていただきたいのと、これ、ごみを搬入する途中に荷降ろしを手伝っての事故ということなんですけれども、職員の方というのは、持ち込まれたごみの荷卸しまで通常行っているのか。それまで作業の対象になっているのかということを、この2点を教えていただきたいのですけれども。

北村博司議長

井谷環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

議員のご質問にお答えします。まず、この鈴鹿市の方なんですけれども、正月休みで帰省していた町内の出身の方でございます。そして、母親と一緒にごみを運んできたということでございます。

あと、手伝いの関係なんですけれども、これは住民サービスということで、手伝いをしております。以上です。

北村博司議長

東貴雄君。

2番 東 貴雄議員

一般的な話なんですけれども、これ持ち込んだ場合もやっぱり住民サービスということで常

日頃からやられていた部分ですかね。というのは、普通、運搬に関してはですね、卸すまで運搬業者さんのいろいろ責任とか、いろいろ区分が分かれている部分があると思うのですけれども、これをしていますと、作業中に何かあった場合、すべて町の責任になっていく場合が多々、今後も出てくる可能性があるんじゃないかなというふうに思うのですけれども。また、職員さんの、何というんですかね、負担のほうも増えていく可能性もあると思うのですけれども、今後、ご検討されることがあるのかということを教えていただきたいと思います。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

粗大ごみといいまして、家具とか、自転車とか、あとそういうものが運ばれてきますので、 ただ、車から卸すときに、個人が卸すときに、その時の関係で、一応、ただ、住民に対してちょっと手伝いをしているという、サービスをするということでしております。

北村博司議長

東貴雄君。

2番 東 貴雄議員

荷卸しまで職員さんがされるのか、そのへんのちょっと具体的な作業区分というのを、今後、 ご検討いただきたいと。これは町長のお考えを教えていただきたいのですけれども。よろしく お願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにですね、責任論の問題もございます。しかしですね、一般の方がですね、そういった形で持ってこられたときに、やはり、職員が手が空いていれば、やはり、手伝ってあげたいなというのが人情だと思いますので、それよりも、そういったことで事故を起こさないように、我々職員ですね、注意をしていきたいと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、こういったことが起こりますと、そういったものも十分、判断とは思うんですが、我々といたしましては、住民の皆さんが個人で大きなものを持ってきたときに、やっぱり少し、手が空いていればですね、お手伝いしたいという気持ちはございますので、それはやっていきたいなと思います。ただ、こういうことがですね、二度と起こらない

ように、職員には十分周知してまいりたいと思います。

北村博司議長

中津畑君。

14番 中津畑 正量議員

前者と重なりますが、1点だけお聞きします。私はこの粗大ごみを卸すときにね、職員の方が サービスとしてお手伝いするのは、大変親切な行為であるし、普通の話だと思います。ただ、 こういう卸し作業の中でですね、傷つける場合は、今後どうやってやったらええかというのが 一番の課題で、例えば、軽トラやったら軽トラに見合う台をつくって、一旦それに乗せて、と いうような格好にできないのかどうか、そこらへんはいろいろ現場の提案等も受けてですね、 改善していく必要があるんではないか。このごみの荷卸しの手伝いというのは、個人、高齢者 の人なんかは、特に運び込んだ場合、これは手伝ってあげるのが、行政としても普通のサービ スだと思うのです。そういう点では、絶対してはいけないということになると、これこそまた サービス低下につながるし、これは2人、3人で来ないといかんのでしょうけど、持ち込む場合 は、だけど、そういう格好にしなくても、1人で何とか卸せると、ひっくり返して卸せるという 格好であれば、持ってこられると思うので、そのとき手が空いていたら助けるのが普通だと思 うのでですね、そこの区分けをしっかりするということではなくて、いかに傷つけないような、 ちょっとした台をつくるとかというような提案も受けながらですね、検討していくべきだと、 私は思うんで、この行為はやっぱり親切でやった行為だから、いいというんですか、やるべき だと、手伝いをしてあげるべきだと。人身事故でなかってよかったんですが、そういうことが 起こらないようにやっぱり。

北村博司議長

中津畑君、ちょっと論点をはっきりさせてください。

14番 中津畑 正量議員

はい。手当をする提案をですね、是非、現場の方に聞いていただいたのかどうか、そこらへんも検討していただけることが大事だと思うんですが、担当課長にちょっとお伺いします。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

今後、そういう荷卸しとか、そういうときに関しては、職員の意見も十分聴きまして、検討

していきたいと思います。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

3点ほどお尋ねいたします。この専決処分案を見ますと、2件とも100:0の事故でございます。 1件はですね、荷卸しの問題ですね。もう1件はドアを損傷している。そうすると、町の所有車ですね、これがいくらかかったか書いていない。相手方の費用だけ書いてあるね。100:0。そして、保険で付保されたかどうかということ。

それともっと基本的なことはですね、町長はですね、こういう事故があるたびにですね、申し訳ありません。注意します。毎年、私の記憶では、去年も6月頃だったかな、あったと思います。だから、緊張感がないんじゃないですか。100:0の事故ってですね、観音開きのドアを開けるって、後ろ見て開けるのは当たり前でしょう。こんなもの。だから、何も町長のおっしゃるですね、そういう何というんですか。説明されていますね。浸透していないんじゃないかと。従業員の方々に。これ、人身事故になったら大変なことになってくるし、そのへんの答弁をお願いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。そういう意味では、私もですね、こういう事故が起こる前にも担当課、特にこういった現場を持っているところにはですね、十分注意しております。 浸透していないと言われれば、そうなのかもわかりませんが、私といたしましては、こういった事故が起こると、本人も呼んでですね、直接にも注意をいたしておりますんで、我々としたらもう、申し訳ございませんという、起こってしまったことですので、それらの再発のないように努めていくのが我々の責任だと思っておりますので、担当課も含めて、しっかりとやっていきたいと思います。また、あと損害賠償等のことにつきましては、課長のほうから答弁いたさせます。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

町の車につきましては、ほとんど負傷はございませんでした。修理はしておりません。以上です。

北村博司議長

よろしいですね。

東篤布議員。

10番 東 篤布議員

ちょっと教えて、課長、これな、1号のほう、相手車両の後部パンバーっていうのは何や。荷物を積んできた人の車をやったったということなん。それか、後ろに止まっておった車ということなん。前から来た車、これは処理場やでさ、あの現場やろ、名倉の。あそこで卸しておって、誤って落としたったっていうこと。親切に手伝っておったら、持ってきた人の車に当てたったということ。そして、弁償せえって言われたん。親切らあ、せんでもええんじゃないの。ちょっとそれを教えて。

北村博司議長

東 篤布君、最初に申し上げましたように、あまり中身に踏み込んだ議論じゃなしに、説明 が不十分だった部分だけにしてください。

10番 東 篤布議員

誰の車をやったったかわからんじゃあかんやん。金出すのに。そうやろ。

そして、もう1つの2号もそうや、これ。ドアを開けた。回収車、ドアなんて開けるんかいな。ドアを開けるということは、前向いていたんでしょう。開けた、向こうから来たということやろ。もし、ドアじゃなしに人間が出てはねられたらどうなるん。前方不注意やろ、こんなもの。うちの保険屋は誰や。こんなもの交渉で何で100:0で負けないかんの、こんなもの。前方不注意や、こんなもの。まだ向こうに弁償してもらわなあかんわ。俺ら会社やったら絶対金払わへん。うちの従業員が、もし、パッとドアの代わりにピッと体出してみ、はねられたら向こうの車を弁償するの。こっちがひかれて。こんなバカなことはあるもんか。それをちょっと答弁して。2つ。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

まず、初めの関係ですけれども、この不燃物処理場のほうの車ですけれども、これは本人さ

ん、ごみを運んできた本人さんの車のバンパーです。そして、これはステーションワゴンといいまして、後ろを開けて、荷物は、それを卸すときに、照明器具がちょっと下へ落ちたということで、バンパーのところに。それで傷をしたということです。

そして、もう1件の件でございますが、これは回収作業車の荷台の後ろは観音開きで開く、270 度開くようになっております。開けたときに、車体のほうへ引っ付けるようになっておりまして、それを開けたときにぶつかったという、うちのほうの、ちょうど道路沿いに止めてありまして、そして、開くときに実際、うちの職員が確認して開ければよかったんですけれども。

保険屋は全国自治協会の保険でございます。

北村博司議長

東篤布君。

10番 東 篤布議員

そんなんやったらな、ちょっとバンパーに傷ついたら、ごみ処分場へ持って行って、ごみを落としたったと言って、それで弁償してくれって。3万いくらやろ。塗装するだけでも3万円かかる。ちょっと傷ついておったって、3万円や。俺らやったら親切にしてもらったら、職員もかわいそうやで、ええ、ええ、こんなものはあんたら親切にしてくれたんやで、って言うのがほんまやで。どんだけでも触ったら、塗装したら3万円要るん。これから親切にしたらあかんわ。わざと来とるのや。やくざようこんなことするんやで。ガソリンスタンドへ来て、洗車かけたら傷ついたとかって。

北村博司議長

ちょっと、東 篤布議員、質疑を超えていますので。

10番 東 篤布議員

2号案件のですね、これは皆さんに聞いてもらってわかるけれども、こちらは停車して、もちろん作業中は作業ランプとかね、パーキングランプを点けて、ドアを開けると思うんですよ。そして、もちろん確認したかもわからん。向こうがものすごいスピードで来たかもしれん。横幅どんだけ空いとったか知らへんよ。白線が引いてあったんか何か知らんけど、とにかく、前方に車両が止まっとったら、歩行者が飛び出てくるかもしれんから、その横を通る車は徐行せないかん。でしょう。もし、そこを小学生が通っていて、はねられたらどうなっとるんや。行政の車やから、わざとこうやってされとるんじゃないの。町長、保険屋変えよやな。答弁お願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町はですね、今、言った共済のほうの保険に入っておりますので、そちらのほうでお得なというとおかしいんですが、そういう形になっていますね。そういう現行のままいきたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

北村博司議長

次どうぞ。

入江君。

6番 入江康仁議員

これは以前にも言ったんですけど、ちょっとこの問題に対してはね、私、管理のほうでは、 緊張感がないんじゃないかということは以前も言わせてもらいました。それはなぜかというと、 相手方、損害賠償の相手方は住所、氏名、きちんとしてやね、やった町の職員の名前は出てお らへんのやな、これ。ずっと出てないんですわ。これはなぜ出さないんかと。そういうところ にも、職員に対して、甘えさせる原因があるんじゃないか。そして、それが名前を出せないよ うな町の条例、法律の仕組みがあるのか、ちょっとここで教えてよ。なかったら、当然、出す べきじゃないですか。要は、公金を支出させておるんですよ。そうでしょう。保険といったっ て、保険に対する掛け金は公金だから、そうでしょう。

北村博司議長

前も随分この議論がありましたけれども、改めてご答弁ください。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるのはよくわかります。ただ、公表規程とかでですね、前に中本議員、ごめんなさい、個人名で、申し訳ないです。議員のですね、訂正させてください。議員と接触したときにもですね、このお話がございました。そのときにもお詫びをしたんでございますが、公表規程等もございまして、差し控えているというようなことでございます。こういった事故を起こした本人には、十分、私のほうも、担当課も指導しております。総務課のほうも、交通事故の場合、罰則、いろいろと手当をさせていただいて、厳しく処分をさせていただいておるということで、規程もですね、あれ以降つくらせていただきまして、一生懸命やっておりますので、

ご理解を願いたいと。

そして、また、皆さんからこういう厳しいご指摘があったということもですね、職員にも、 十分全職員に知らせたのち、もっと緊張感を持つようにということでですね、周知してまいり たいと思いますので、どうかご理解をお願いいたします。

北村博司議長

町長、今、特定の個人名を出して、訂正させてくださいと言っただけで、このままだと議事 録に残ります。だから、削除を求めるなら言ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、特定の名前を出させていただいた、削除を求めますので、よろしくお計らいをお願いします。

北村博司議長

お諮りいたします。

先ほど、尾上町長が特定の個人名を以前のケースで申し上げましたけれども、削除を申し出 ておりますので、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議ありの声がありましたので、採決をいたします。

町長の削除の申し出に対して、賛成の方、挙手願います。

(多 数 举 手)

北村博司議長

賛成多数です。

よって、該当部分は削除することといたします。

はい、入江議員。引き続いての質疑でしょうか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

議長に議事進行があります。質問はそのあとやります。あとでやってもいいし、どっちでもいいです。要は、今の町長に対する発言の削除を求めるんだったら、そこまで細かく厳しくするんだったら、先の農林課長の指摘された読み間違ったところは、随時、ここは訂正しますよ

と、言っていないですよ。ただ、議員に指摘されて、そのまま読んだだけですよ。その場合、 どうするの。あんた、そこまでするんだったら、そこまで指摘せなあかん。

北村博司議長

申し上げておきます。議長に対して申し出がなくて、諮っていない場合は、本人が訂正と言っても、議事録には残ります。この議会にお諮りすることになっています。

6番 入江康仁議員

だから、私が言いたいのは、議事録に残る、残らんじゃないの。それなら、町長だけあんた かばって、これは議事録に残るから、削除のあれを申し出って。

北村博司議長

いや、個人名をあげられましたから。

6番 入江康仁議員

個人名でもないじゃないか。問題があったら皆するのが。

北村博司議長

いや、町長の場合は、個人名を名指しで言われましたから。町長が訂正しますと言ったから、 訂正するんだったら、削除をしてと。直接、今日の議題には関係ありませんから。不適切です。 私から見ても不適切です。

入江君。

6番 入江康仁議員

それでは、町長が言われたようにね、公開規程とかあるが、その公開規程は、どのような町の条例のあれでなっているのか。仕組み、条例を変えたらええだけやで。公開規程も、そのような公開規程を我々はまだはっきりわからんから、そこを勉強して、この条例を変えますわ、それなら。議員で変えたらええだけでしょう、それ。なら、出してください、町長。

北村博司議長

規程ですね。条例じゃないんですね。

6番 入江康仁議員

いやいや、条例があって規程があるんでしょう。それに伴って。紀北町の条例の中で公開規程があるんでしょう。そうでしょう。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町職員等の懲戒処分等の公表規準というのがございますので、また、それを議員に見ていただいて、いや、基準です。条例ではないです。訓令です。そういうことでございます。また、お示しさせていただきます。

北村博司議長

ほかに。

川端君。

15番 川端龍雄議員

先ほどね、町長は本人にも注意したって、こう言っていましたし、それでも、今までの経過を見ると、環境管理課が一番多いというんか、先ほどの名前を出せん、出すというのも、やはり、そうしたら同じ人がやっているのか。我々としたら、そういうことはわかりませんのさね。だから、課長はどのようなこの。町長は、本人を呼んで指導してということを聞きましたけれども、課長はどのような指導をしているのか。町長から指示を受けてやっているのかさね、課長のひとつの、もう少し厳しい指摘もいるんやないんかいなあと思われるんですけどね。そのへん課長の見解と、やはり、絶えず、町長は二度と、と言わな仕方がないもんで、やはり、言いますけど、あまりにも多いんですわね。この環境管理課は。その点、ちょっと課長の、今後できるだけ少なくするという意気込みというんかね、そのへんをどのように考えておるんか、ちょっと課長のご答弁を。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

今回、このような事故を起こしまして、大変申し訳ありませんでした。私のほうで環境管理課、各施設の職員に対して町長からの指示もありまして、文書で通知したり、自分自身行きまして、本人に話をしましたり、今、現在、定期的に、朝礼時には、そういう職員の交通事故防止についての話し合いをしたりしております。そして、各施設を回るたびに、職員の交通事故の防止についても、私のほうから指導しております。今後、さらにこのようなことのないように、交通事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

北村博司議長

川端君。

15番 川端龍雄議員

やはり、今回の場合ね、町長は、お詫びをこの報告でしたんやけど、やはり、課長もね、同時にさね、課長からお詫びして、町長のあとでもさね、こういうような、我々からの質問をできるだけ、厳しい言われんでもええように、今後、このようにということをね、前もってしていただいたらね、我々も、いろんなそこまでいかんでもええんやないかと思うんですけどね。そういうにして、やはり、自分からもう少し謙虚な気持ちになってもらって、説明していただくように、私はそれはお願いしたいと思うのですけどね。今後はどうですか。やっぱり今までどおりですか。

北村博司議長

環境管理課長。

井谷 哲環境管理課長

十分職員に注意して、私も交通事故の防止について、努めていきます。どうもすみませんで した。

北村博司議長

玉津君。

8番 玉津 充議員

専決2号のほうでですね、町長は説明の中で、確認作業を徹底しますというようなことを言われておりました。また、前者議員からの質問に対しても、課長のほうから、注意するだとか、安全作業を徹底するだとか、そういう表現がたくさん出てくるんですけど、やっぱり、私はそれだけでは事故はなくならんだろうと思うんで、やはり、具体的なですね、作業改善をすべきじゃないかと思うんです。1件事故が起きたら、その作業に対してね。したがって、この第2号について、そのような作業の段階で何か改善に取り組まれたのかどうか。それをお伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

作業ということよりですね、もちろんなんですけども、まず第一に、議員おっしゃるように、 構造的にどうなのかということをですね、担当課にも指示いたしまして、観音開きで一気に開いてしまうこと自体、問題がないのかというようなことも提言させていただいて、今後、課内でですね、ちょっと遅れているんですけども、そういうことも含めて、まず、構造上の問題か らも、やれという指示はいたしております。

北村博司議長

玉津君。

8番 玉津 充議員

私たち素人で聞いておってもですね、やっぱりすぐできることは、作業改善やらないかんの じゃないかと。例えば、1つの案としてですね、その作業をやっている、道路沿いでやる場合は ですね、セーフティーコーンをですね、その作業中だけ置くとか、そういうふうな具体的な、 これは例ですよ。具体的なこの作業を改善していかないと、防止できないんじゃないかという ふうに思いますので、そのへんのこといかがでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとですね、課内で十分検討させます。

北村博司議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

2点ばかりお聞きします。安全運行管理者が、法律の関係はどないなっているのかということ と、あるんだったら誰かということ。

それから、職員の方が手伝うということについてはですね、これはいろいろと手伝ってもくれんというような声も出るんでしょうけども、安全衛生管理者との問題もあると思うんですよ。 そのへん、車の損傷ではええけども、人身事故になってくると、これは労働安全衛生法そのものにかかわってくる問題があるものですから、労働安全衛生管理者とか、あるいは労働安全運行管理者、法体系、あるいは配置しているのかどうかとういようなことについて、ちょっと詳しく教えてください。

北村博司議長

総務課長。

堀 秀俊総務課長

安全運転管理者というのは、施設で相当数の車を持っていましたらですね、設定しなければ ならないということになっておりまして、本庁のほうで私を含めて3名、支所で支所長を含めて 2名を設定しております。それの研修を受けたりとかですね、ということで、職員に対しても、 町でいいますと、セーフティドライブ推進チームとかですね、いろんなものでやっております。 ただ、確かに車そのものの事故もそうなんですが、作業中の事故というようなところも、今回 の案件にはございまして、どちらのほうも注意するように心掛けたいと思います。以上であり ます。

北村博司議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで報告案件につきましては、聞き置くことといたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

北村博司議長

これで平成25年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 02分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25年 5月 24日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 平野倖規

紀北町議会議員 中本 衛